

新潟県歯科保健協会長表彰要領

歯科保健の発展向上に寄与し、その業績が顕著であり、将来も引き続きすぐれた活躍が期待できる個人及び市町村、企業体等の団体（以下、団体という。）について、新潟県歯科保健協会長が表彰するものとする。

1 推薦手続

地域振興局健康福祉（環境）部長及び新潟市長は、推薦基準により被表彰候補者（個人及び団体）を選考し、別紙様式による推薦調書を新潟県歯科保健協会あて提出すること。

なお、被推薦者数は、推薦者ごとに原則として個人にあっては1人、団体にあっては1団体以内（新潟市においては個人2人、団体にあっては2団体以内）とすること。

2 推薦基準

個人にあっては、次に掲げる(1)個人の部 各項の要件に、団体にあっては(2)団体の部 各項の要件にそれぞれ該当するものであること。

ただし、過去において知事表彰又は歯科保健協会長表彰を受けたものは除外するものとする。

(1) 個人の部

ア 本年4月1日現在において年齢満45歳以上の者で、歯科保健事業に10年以上従事し、現に本事業に携わっているもの。

イ 歯科保健事業の普及向上、改善及び意識高揚に功績をあげ、今後も引き続き活躍が期待できるもの。

(2) 団体の部

ア 本年4月1日現在において、歯科保健事業の普及事業を10年以上実施し、将来とも期待できるものであること。

イ 地域住民の歯科保健の向上又は普及に関する意識を高めた団体

ウ 地区組織の育成強化に著しく貢献した団体

3 被表彰者の選考

(1) 被表彰者は、推薦者からの推薦により選考委員会の選考を経て決定するものとする。

(2) 選考委員会は、新潟県歯科保健協会長の委嘱を受けた次の機関からの委員により構成するものとする。

新潟県福祉保健部健康づくり支援課

新潟県歯科医師会

新潟県歯科保健協会

4 表彰

表彰式については、別途連絡する。

新潟県歯科保健協会長表彰推薦調書の記載について

新潟県歯科保健協会長表彰推薦者調書の作成にあたっては、次の点に留意し、誤りのないよう
に記入すること。

1 総括事項

- (1) 調書は、かい書で明りょうに記入すること。
- (2) 市町村名は、実施地区が2以上にまたがっている場合には被推薦者が主として事業を実施した地区を管轄する市町村とすること。
- (3) 「被推薦者氏名」、「被推薦団体名および代表者氏名」に必ずふりがなを付すこと。
- (4) 「満年齢」は本年4月1日現在で記載すること。
- (5) 「表彰歴」は、その受賞年月日順に記入する。「表彰を受けた事項」については、歯科保健事業との関係について明確かつ簡潔に記入すること。
- (6) 「業績期間及び内容」の年数は本年4月1日現在で計算し、1ヶ月未満の端数については、15日未満は切り捨て、15日以上は1ヶ月に切り上げて計算すること。
- (7) 「業績期間及び内容」の欄は、表彰の対象となる歯科保健事業に係る活動期間を早いものから順に記載すること。

なお、業績の内容は、歯科保健事業について、「事業活動を行うに至った経緯」、「事業実施方法」、「経過及び現状」等における取組の成果について、業績を数字等により具体的に記載すること。

様式に記載しきれない場合は、別紙を作成すること。

2 個人調書

- (1) 「業績期間及び内容」の欄、業績内容は、以下の諸業務の主なものを記入すること。
 - ア 母子歯科保健事業
 - イ 学校（園）歯科保健事業
 - ウ 成人歯科保健事業
 - エ 老人歯科保健事業
 - オ 休日夜間等歯科診療
 - カ 在宅寝たきり老人に対する歯科保健事業
 - キ へき地歯科保健医療
 - ク 心身障害者等歯科保健事業
 - ケ その他、歯科保健事業の普及向上等に顕著であるもの
- (2) 履歴書を必ず添付すること。

3 団体調書

地方自治体以外の団体にあつては、定款、規約、役員名簿等、被推薦団体の性格及び本来の業務内容を明らかにした資料、団体の組織図及び構成員を添付すること。